

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 1 月 14 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500434号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1500006号

第1 結論

昭和44年1月6日から昭和47年6月30日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年1月6日から昭和47年6月30日まで
脱退手当金という制度も知らず、脱退手当金を受給した記憶もなく、さらには当時、社会保険事務所にも行った記憶がないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間当時、脱退手当金を受給した記憶がないと主張しているが、請求者に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和47年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求者から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500529号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500216号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成3年4月1日から同年3月28日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成3年3月28日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月28日から同年4月1日まで

平成3年3月25日にA社に入社したが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の取得年月日が同年4月1日と記録されている。将来の年金額に反映されなくても、同社B工場が厚生年金保険の適用事業所となった同年3月28日を資格取得年月日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社B工場から提出された請求者の平成3年分給与所得の源泉徴収票及び事業主の回答から、請求者は、請求期間において当該事業所に勤務し、事業主により請求者に報酬が支払われていたことが確認できる。

また、請求者が請求期間に支払を受けていた報酬月額に見合う標準報酬月額については、上記事業所から提出された「人事マスタ確認表」に記載された請求者の報酬月額及び資格取得時の標準報酬月額の決定に係る年金事務所の回答から22万円であると認められる。

一方、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、事業主は、給与から控除していなかった旨回答している上、上記源泉徴収票により、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、

平成3年3月28日であると認められ、同年3月の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。